

田野畑村育英奨学資金

育英奨学生のしおり

目 次

1	奨学資金の貸付目的	1	ページ
2	貸付の対象	1	ページ
3	出願の資格	1	ページ
4	連帯保証人	1	ページ
5	貸付額と期間	1	ページ
6	出願の手続き	2	ページ
7	採否決定の通知と手続き	2	ページ
8	返還	3	ページ
9	返還の免除等	3	ページ
10	重複貸付の禁止	3	ページ

お問い合わせは

田野畑村教育委員会事務局

岩手県下閉伊郡田野畑村和野 278 番地 1

電話 0194-34-2226

1 奨学資金の貸付目的

田野畑村育英奨学資金の貸付は、向学心の旺盛な優れた方であって、経済的な理由により就学困難な方に対して奨学金を貸付し、村の発展に貢献する人材を育成することを目的としています。

2 貸付の対象

学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学及び大学院並びに村長が必要と認める大学等へ入学後に貸付を行うものです。

3 出願の資格

出願者は、次の(1)から(4)及び①から②までの要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 田野畑村の住民基本台帳に登録され、3ヶ月以上居住している方の子弟であること
- (2) 人物、学業ともに優れ、健康であること
- (3) 経済的な理由により就学困難と認められること
- (4) 在学学校長又は、最終出身学校長が奨学生として推薦したこと
- (5) 在学学校が次のいずれかの要件に該当すること
 - ①学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学、大学院及び育英資金の貸付目的達成のため必要と認められる大学等
 - ②学校教育法第124条に定める専修学校等については、入学資格が高等学校卒業以上、修業年限が2年以上であって教育内容が貸付制度の目的に添ったものであること

4 連帯保証人

出願者は、次の2名の連帯保証人を立てなければなりません。

- (1) 父又は母があるときは父又は母、ない場合は村内に居住し独立して生計を営む成年者1名
- (2) 同居の親族以外の独立して生計を営む成年者1名

5 貸付額と期間

区 分	貸付月額	入学時の負担金	貸付期間
高 等 学 校	12,000円以内	0円	正規の修業年限
大 学 ・ 短 期 大 学 等	35,000円以内	500,000円以内	〃
大 学 院	50,000円以内	必要と認める額	〃
医科・歯科・獣医科・薬学科等	120,000円以内	必要と認める額	〃

6 出願の手続き

(1) 奨学生願書提出期日

一般貸付 毎年4月20日まで

(2) 提出書類（用紙は教育委員会事務局にあります。）

- ①奨学生願書（様式第1号）…………… 1部
※連帯保証人（2名）の所得等証明書添付…………… 各1部
- ②奨学生推薦調書（様式第2号）…………… 1部
※在学高等学校等の調査書添付（学校独自様式でも可）…………… 1部
- ③在学証明書（進学学校のもの）…………… 1部
- ④履歴書（本人自筆、顔写真添付のこと）…………… 1部
- ⑤身体検査書（様式第3号）…………… 1部
- ⑥住民票謄本…………… 1部

7 採否決定の通知と手続き

(1) 採否決定の通知

奨学生選考委員会（7名構成）の意見を聞いて、貸付又は貸付不承認の決定を行い、出願者に文書でお知らせいたします。

(2) 貸付決定後の手続き

- ①田野畑村育英奨学生誓約書（様式第8号）の提出…………… 1部
※連帯保証人（2名）の署名・捺印（印鑑証明書添付）…………… 各1部
- ②学業成績表の提出（毎学年末）…………… 1部
- ③在学証明書の提出（毎学年始）…………… 1部

(3) 貸付期間中の各種届出

- ①辞退届（様式第12号）…………… 1部
（貸付期間途中で貸付を辞退するとき）
- ②異動届（様式第13号）…………… 1部
（卒業したとき、転学又は転部したとき、休学又は停学の処分を受けたとき、退学又は復学したとき、本人又は連帯保証人の身分・住所その他重要な変更があったとき、就学に耐えない程度に心身に故障があったとき）

(4) 貸付の廃止

①退学したとき、②心身の故障のため成業の見込みがなくなると認められるとき、③学業成績又は操行が不良になったと認められるとき、④その他育英資金の貸付目的を達成する見込みがなくなると認められるとき等の場合は、貸付期間内であっても貸付を廃止することがあります。

このように正規の修業年限に達しなかつた場合は、奨学生であった期間の2倍の期間内に返還してもらいます。

8 返還

(1) 手続き

貸付期間が満了したとき、退学したとき、又は育英資金の貸付が廃止されたときは、貸付を受けた金額について次の書類を提出してください。

- ①連帯保証人との連書による借用証書（様式第9号）…………… 1部
- ②育英奨学資金返還計画書（様式第10号）…………… 1部

(2) 返還年限

区 分	返還年限
高等学校の奨学生であった方	5年以内
2年生大学（準ずる学校を含む）の奨学生であった方	7年以内
3年生大学（準ずる学校を含む）の奨学生であった方	8年以内
4年生大学（準ずる学校を含む）の奨学生であった方	10年以内
医科及び歯科大学の奨学生であった方	15年以内

- ①返還期間の始めに2年以内の据置期間を置くことができます。
- ②返還年限までに返還が困難であると認められるときは、2年間に限り返還期限を延長することができます。
- ③さらに上級の学校に進学したとき、病気その他やむを得ない事由があるとき、及び医師の臨床研修期間中は、願い出により返還年限内に限り返還を猶予することができます。
- ④返還期限までに返還しなかったときは、遅延利息を別に支払わなければなりません。

9 返還の免除等

(1) 次の職に就いて5年間良好な成績で勤務したときは、申請により5割以内に相当する額の返還を免除することができます

- ① 田野畑村診療所医師、同歯科診療所歯科医師
- ② 村立保育園・児童館・子育て支援センター保育士
- ③ 村内高齢者福祉施設介護福祉士・社会福祉士
- ④ 村保健担当課保健師及び村内高齢者福祉施設保健師
- ⑤ 田野畑村診療所看護師及び村内高齢者福祉施設看護師

(2) 奨学生であって、平成21年度以降に卒業した方が、卒業後田野畑村内において農林水産業に就業したときはその申請により返還を猶予し、10年間就業し続けたときはその申請により返還を免除することができます。

10 重複貸付の禁止

田野畑村育英奨学資金の貸付を受けた方は、原則として他の育英奨学金の貸付を受けることができません。